

# 参考資料 7

※精神医療センター建替関連の質問は、別に次回（10/31）までに回答します。

## 精神保健福祉審議会 原委員からの質問への回答

### 問

医療圏ごとの病院数は出ていますが、入院患者数が出ていません。指定会議の時は各病院の入院患者の内訳も出ていたと思いますのでその資料を医療圏ごとに整理して提示ください。

### 答

医療圏毎の入院患者数等は次のとおりです。

#### 精神病床を有する病院

令和5年3月31日現在

医療圏	仙南	仙台		大崎・栗原		石巻・登米・気仙沼			合計
病院数	3	23		5		5			36
精神病床数	601	3675		692		972			5940
精神科入院患者数	480	2847		630		884			4841
(参考) 保健所管内	仙南	仙台市	塩釜	大崎	大崎 栗原支所	石巻	石巻 登米支所	気仙沼	合計
病院数	3	16	7	4	1	2	1	2	36
精神病床数	601	2556	1119	646	46	443	120	409	5940
精神科入院患者数	480	2003	844	586	44	415	106	363	4841

※自衛隊仙台病院を除く。

※令和4年度宮城県精神科入院医療機関状況調査より

## 精神保健福祉審議会 草場委員からの質問への回答

### 問 1

この諮問について、患者団体の意見を聴取する機会はどのように設定されますか。

#### 答 1

都道府県は、医療計画を定め、又は医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村及び高齢者の医療の確保に関する法律の保険者協議会の意見を聴かなければならないとされております。

令和5年11月に予定されている医療審議会において地域医療計画全体を審議された後に、「県民の意見提出手続に関する要綱」に基づき、パブリックコメントをさせていただき、一般の意見を募ることとしており、その中でご意見をいただきたいと考えております。

### 問 2

当審議会における今回の諮問の前に諮問が為されたのは、何年何月の諮問でしょうか。

#### 答 2

地域医療計画全体については、医療法に基づき、医療審議会が知事から諮問を受けています。今回の審議は、地域医療計画の精神疾患の部分について、医療審議会から精神保健福祉審議会に意見を求められているものです。

今回を含め、地域医療計画について、精神保健福祉審議会が直接知事からの諮問を受けたという実績はありません。

### 問 3

県立医療センターにおける雨漏りや側壁落下危険状態という人権侵害ともいうべき事態を改善するための予算措置はどのように処理されているか明らかにされたい。

#### 答 3

雨漏り防止等の修繕に必要な予算措置については、現在、医療現場の意見を踏まえ、県立病院機構と予算化に向けて具体的な検討を進めております。